

別添7 災害緊急支援対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、別添1の第1の事業実施主体とする。

第2 事業の内容

1 経営継続支援対策

事業実施主体は、第3の4の(1)に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人もしくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「生産者集団等」という。)が以下に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、第3の4の(2)に規定する災害により酪農関連施設等に被害を受けた酪農経営体が経営継続のために以下に掲げる(1)の補改修等、(2)の資材の購入、(4)の輸送並びに管理委託、(6)のアの補改修及び(6)のイの治療薬剤等の購入を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。

(1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

牛舎等の損壊等あるいは緊急的な乳用牛の避難に伴って行う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等(修繕費を含む。以下同じ。)

(2) 簡易牛舎の整備等

牛舎の損壊等あるいは緊急的な乳用牛の避難に伴って行う簡易牛舎等の整備及び既存牛舎を増築する場合の酪農経営体への資材の支給

(3) 生乳流通関係機器のリース契約への負担軽減

酪農経営体がリース契約により生乳流通関係機器を導入する場合の貸付期間(事業実施主体が第3の1の規定に基づき作成する事業実施要領に定める貸付期間をいう。)に酪農経営体が支払う貸付料の負担軽減

(4) 緊急避難等支援

牛舎の損壊等による緊急的な乳用牛の避難に伴って行う乳用牛及び飼料等の輸送、管理委託

(5) 乳用牛導入支援

牛舎の損壊等により死亡、廃用あるいはやむを得ず売却した乳用牛について、乳用牛の購入及び当該乳用牛の酪農経営体への貸付

(6) 乳房炎防止対策

ア 搾乳機器の点検・補改修等

乳房炎防止のために行う酪農経営体が所有する搾乳機器の点検及び当該点検に基づく搾乳機器の補改修

イ 治療薬剤等の支給

乳房炎の治療薬剤及び予防用飼料添加剤の酪農経営体への支給

2 酪農経営継続支援の推進

(1) 事業実施主体は、生産者集団等が1の事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。

(2) 事業実施主体は、事業を円滑に推進するための現地指導、会議の開催及び書面審査等を行うものとする。

第3 事業の実施

1 実施要領の作成等

事業実施主体は、第2の1及び2の(1)の事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

生産者集団等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の別添を内容とする事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

3 都道府県知事への報告等

事業実施主体は、生産者集団等が作成した事業実施計画をそれぞれの生産者集団等が管轄する地域の区域内すべての都道府県知事に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

4 事業の要件

(1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 生乳生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

(2) 事業の対象となる災害

ア 平成28年熊本地震

イ 平成28年台風第7号等（平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号をいう。）

(3) 事業の対象とする酪農経営体

ア 第2の1の(1)から(5)の事業にあつては市町村から(2)の災害により畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた者（以下「被災酪農経営体」という。）とする。ただし、(2)のイの災害により、断水等が生じた地域において第2の1の(1)の事業のうち飼養に必要な水の確保のための取組を実施する場合は、この限りではない。

イ 第2の1の(6)にあつては被災酪農経営体及び集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の者（以下「被災酪農経営体等」という。）とする。

ウ (2)のイの災害に係る第2の1の(1)、(2)及び(4)の事業にあつては経産牛を飼養しない乳用牛農家を含む。

(4) 生乳流通関係機器のリース契約への負担軽減

生乳流通関係機器の容量は被災前の生乳流通関係機器の容量を上限とするが、災害後に集乳回数や経路等が見直された場合はこの限りではない。また、リース契約の相手先は、生産者集団等が認めるリース会社とする。

(5) 乳用牛の導入

補助対象とする乳用牛の頭数は、被災し死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛の頭数を上限とする。

(6) 取得した財産の管理

第2の1の事業で取得した飼養管理の附帯施設・機械、簡易牛舎等、生乳流通関係機器、搾乳機器については、次のとおり取り扱うものとする。なお、生産者集団等は事業実施年度中に完了検査を行うものとする。

ア 生産者集団等は管理利用規程を設ける。

イ 生産者集団等は、「運営状況報告書」について当該設備を整備した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、事業実施主体に提出する。

(7) 生産者集団等が取得しその構成員が管理利用する場合

生産者集団等が、この事業により飼養管理の附帯施設・機械、簡易牛舎等、乳用牛、搾乳機器（以下「貸付物件」という。）を取得し、その構成員である被災酪農経営体が管理利用する場合は以下のとおり取り扱うものとする。

ア 生産者集団等の代表者は、補助金に関する経理及び資産管理等の会計処理を行う。

イ 生産者集団等は、管理利用する被災酪農経営体との間で貸付契約を締結する。

ウ 簡易牛舎の貸付期間については、処分制限期間が10年未満のものは70%（1年未満の端数切捨て）まで、同10年以上のものにあっては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。

エ 乳用牛の貸付期間については、36か月以上とする。

オ 貸付物件の貸付期間が処分制限期間未満であっても、貸付契約終了後も借受者の被災酪農経営体が引き続き利用管理し、補助条件を継承する場合に限り、当該被災酪農経営体に譲渡することができる。この場合、生産者集団等は事業実施主体を通じてあらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

5 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成28年度とする。

第4 事業の推進指導

1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 生産者集団等は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

3 都道府県知事は、第2の1の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、生産者集団等及び被災酪農経営体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

4 事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、生産者集団等及び被災酪農経営体等に対して指導するものとする。

5 事業実施主体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、こ

の事業に参加しようとする被災酪農経営体等が配合飼料を利用し平成 27 年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50B 第 302 号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている場合、引き続き平成 28 年度において契約をしていることを確認するものとする。

第 5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第 2 に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第 6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第 1 号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第 2 号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の 30 パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第 3 号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、提出された事業の実績をそれぞれの生産者集団等が管轄する地域の区域内すべての都道府県知事に提出するとともに、事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して 1 か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までに別紙様式第 4 号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して 1 か月を経過した日までとする。

第7 運営状況の報告

事業実施主体は、生産者集団等から提出させた第3の4の(6)のイに規定する運営状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号の酪農経営支援総合対策事業(災害緊急支援対策事業)運営状況報告書を作成し、6月30日までに理事長に報告するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して第6の1の酪農経営支援総合対策事業(災害緊急支援対策事業)補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る酪農経営支援総合対策事業(災害緊急支援対策事業)実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る酪農経営支援総合対策事業(災害緊急支援対策事業)実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農経営支援総合対策事業(災害緊急支援対策事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合(事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び生産者集団等に対し調査し又は報告を求めるこ

とができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 酪農経営継続支援	(1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 (2) 簡易牛舎の整備等 (3) 生乳流通関係機器のリース契約への負担軽減 (4) 緊急避難等支援 (5) 乳用牛導入支援 (6) 乳房炎防止対策 ア 搾乳機器の点検・補改修等 イ 治療薬剤等の支給	1/2 以内 1/2 以内 (貸付対象機械装置価額－譲渡額) 又は {貸付対象機械装置価額×(貸付期間／法定耐用年数)} のいずれか低い額の 1/2 以内 1/2 以内 1/2 以内 ただし、1 頭当たり妊娠牛は 275 千円以内、その他雌牛は 175 千円以内 1/2 以内
2 酪農経営継続支援の推進	(1) 生産者集団等が事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費 (2) 事業実施主体が事業を円滑に推進するための現地指導、会議の開催及び書面審査等に要する経費	定額 定額

別紙様式第1号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助
金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

平成 年度において酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）を下
記のとおり実施したいので、酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）
実施要綱別添7の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、
関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別添のとおり

（注）災害ごとの内訳が分かるように記載すること。

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考
		補 助 金 ②	そ の 他 ③	
1 酪農経営継続支援 (1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 (2) 簡易牛舎の整備等 (3) 生乳流通関係機器のリース契約への負担軽減 (4) 緊急避難等支援 (5) 乳用牛導入支援 (6) 乳房炎防止対策 ア 搾乳機器の点検・補改修等 イ 治療薬剤等の支給 2 酪農経営継続支援の推進 (1) 生産者集団等が事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費 (2) 事業を円滑に推進するための現地指導、会議の開催及び書面審査等に要する経費				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を () 書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別添

酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）実施計画

1 生産者集団等の概要

生産者集団等名	事務所所在地	代表者氏名	酪農経営戸数	被災酪農経営体等数		備考
				(事業参加経営体数)	被災前飼養頭数	

2 総括表（単位：円）

生産者集団等名	1 牛舎等の補改修等		2 簡易牛舎整備等		3 生乳流通関係機器のリース		4 緊急避難等支援		5 乳用牛導入支援		6 乳房炎防止対策		7 推進事務費		合計	
	事業費		事業費		事業費		事業費		事業費		事業費		事業費		事業費	
		補助金		補助金		補助金		補助金		補助金		補助金		補助金	補助金	
合計																

- 別紙様式第1号の別添の別紙1 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等
- 別紙様式第1号の別添の別紙2 簡易牛舎の整備等
- 別紙様式第1号の別添の別紙3 生乳流通関係機器のリース契約への負担軽減
- 別紙様式第1号の別添の別紙4 緊急避難等支援
- 別紙様式第1号の別添の別紙5 乳用牛導入支援
- 別紙様式第1号の別添の別紙6 乳房炎防止対策
- 別紙様式第1号の別添の別紙7 酪農経営継続支援の推進

（注）災害ごとの内訳が分かるように記載すること。

別紙様式第1号の別添の別紙1 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

1 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

生産者集団等名	実施時期	被災酪農経営体 名(利用者)	被災前乳用牛 飼養頭数	区分	現状復帰 の対象	補改修等 の内容	事業費(円)	
								補助金
合計								

(注) 区分の欄には、牛舎倒壊に伴うものは「代替」、緊急避難に伴うものは「避難」と記入すること。

別紙様式第1号の別添の別紙2 簡易牛舎の整備等

2 簡易牛舎の整備等

(1) 簡易牛舎等

生産者集団等名	実施時期	被災酪農経営体名 (借受者)	区分	構造	簡易牛舎 面積(m ²)	面積単価 (円/m ²)	単位面積 (m ² /頭)	事業費(円)	
									補助金
合計									

- (注) 1 区分の欄には、牛舎倒壊に伴うものは「代替」、緊急避難に伴うものは「避難」と記入すること。
 2 設置する簡易牛舎の単位で処分制限期間内の管理使用計画を添付すること。

(2) 牛舎増築への資材支給

生産者集団等 名	実施時期	被災酪農経営 体名(利用者)	区分	既存牛舎 面積 (m ²)	増改築 面積 (m ²)	面積単価 (円/m ²)	単位面積 (m ² /頭)	使用資材	事業費(円)	
										補助金
合計										

- (注) 区分の欄には、牛舎倒壊に伴うものは「代替」、緊急避難に伴うものは「避難」と記入すること。

3 生乳流通関係機器

生産者 集団等 名	実施 時期	被災酪 農経営 体名	生乳流通関係機器				機械装置価額、補助金等				リース契 約先名	貸付 期間 (月)	法定耐用 年数	所有 権の 移転	
			メーカ ー	機 械 装 置 名	型式	数量 ①	機械装置 価額 (税抜)②	消費税	譲渡額 ③	補助金額 ①×(②-③) ×1/2 又は ①×②×④ /(⑤×12)× 1/2					
合計															

4 緊急避難等支援

生産者 集団等 名	実施 時期	被災酪 農経営 体名	移動 距離	輸送費						預託料			事業費 (円)	
				乳用牛			飼料等			対象 頭数	単価	金額		補助金
				対象 頭数	単価	金額 (円)	数量	単価	金額 (円)					
合計														

5 乳用牛導入支援

生産者集団等名	被災酪農経営体名	導入時期	対象頭数 (頭)	単価 (円/頭)	事業費 (円)	
			①	②	③=①×②	うち補助金
合計						

6 乳房炎防止対策

(1) 搾乳機器の点検・補改修等

生産者 集団等 名	搾乳機器の点検				搾乳機器の補改修				事業費計 (円)		
	実施 時期	点検 戸数	事業費 (円)		実施 時期	被災酪農経 営体名	補改修の 内容	事業費 (円)		補助金	
			補助金					補助金			
合計											

(2) 治療薬剤等の支給

生産集団等名	実施時期	被災酪農経営体名	治療薬剤等の名称	治療薬剤等の種類	事業費 (円)	
					補助金	
合計						

7 酪農経営継続支援の推進

(1) 生産者集団等への補助

生産集団等名	実施時期	事業内容	事業費 (円)		積算	備考
				補助金		
合計						

(2) 事業の推進

実施時期	事業内容	事業費 (円)		積算	備考
			補助金		
合計					

別紙様式第2号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助
金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）の実施について、下記の
とおり変更したいので承認されたく、酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対
策事業）実施要綱別添7の第6の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由及び内容

（注）別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変
更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助
金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）について、下記のとおり
金 円を概算払により交付されたく、酪農経営支援総合対策事業（災害緊急
支援対策事業）実施要綱別添7の第6の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業費遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ⑤	今回概 算 払請求 額 ⑥	平成 年 月 日迄予 定出来 高 (⑤+ ⑥) / ②	残額 ②-⑤- ⑥
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構補 助金	事業費出 来高 ③ / ① = ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況
が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）実績
報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）について、下記のとおり
実施したので、酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）実施要綱別添
7の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第4号の別添の別紙1から別紙様式第4号の別添の別紙7までのとお
り

3 事業に要した経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		補助金②	その他③	
1 酪農経営継続支援 (1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 (2) 簡易牛舎の整備等 (3) 生乳流通関係機器のリース契約への負担軽減 (4) 緊急避難等支援 (5) 乳用牛導入支援 (6) 乳房炎防止対策 ア 搾乳機器の点検・補改修等 イ 治療薬剤等の支給 2 酪農経営継続支援の推進 (1) 生産者集団等が事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費 (2) 事業を円滑に推進するための現地指導、会議の開催及び書面審査等に要する経費				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を () 書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
(2) 事業完了年月日 平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

- 別紙様式第4号の別紙1 牛舎、飼養管理の付帯施設・機械の補改修等
別紙様式第4号の別紙2 簡易牛舎の整備等
別紙様式第4号の別紙3 生乳流通関係機器のリース契約への負担軽減
別紙様式第4号の別紙4 緊急避難等支援
別紙様式第4号の別紙5 乳用牛導入支援
別紙様式第4号の別紙6 乳房炎防止対策
別紙様式第4号の別紙7 酪農経営継続支援の推進

- (注) 1 別紙様式第1号の別添の別紙に準じて作成すること。
2 簡易牛舎の整備については、当該牛舎の平面図1枚及び写真(全景図)1枚を添付すること。

別紙様式第5号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）運営
状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度における酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）について、酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）実施要綱別添7の第7の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：平成 年度 事業
- 2 運営状況

（注）生産者集団等から提出があった酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）運営状況報告書を添付すること。

別紙様式第6号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金について、酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）実施要綱別添7の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額（平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3-2） 金 円

（注）：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) : 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) : 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 公募団体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料